

南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成25年2月26日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の入所定員に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項に規定する特別養護老人ホームの入所定員は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービスの事業の申請者に関する基準)

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるものを除き、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(指定地域密着型サービスの提供に関する記録の整備)

第5条 地域密着型介護サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定するサービスの提供に関する記録については、地域密着型サービス基準の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存するものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者に関する基準)

第6条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるものを除き、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録の整備)

第8条 地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定するサービスの提供に関する記録については、地域密着型介護予防サービス基準の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第5条及び第8条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に地域密着型介護サービス基準及び地域密着型介護予防サービス基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

附 則（平成29年2月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。